

4 ビッグデータとしての個人情報の活用

事例 あなたならどうする？

X社のAさんは、新商品開発のため、消費者の個人情報を集めてマーケティング分析を行うことになりました。X社の顧客情報も消費者の個人情報ですが、それだけではデータ数が足りません。Aさんはすべてのグループ会社に連絡して、それぞれの顧客情報を提供してもらおうかと考えました。

しかし、あるグループ会社の担当者から「本人の同意を得ないと、顧客情報の提供はできない」という連絡を受けました。

あなたならどうしますか？



こんなトラブルに注意!

Aさんは、法務部に相談したところ、「個人を特定できないように顧客情報を加工してから提供してもらえば大丈夫です。元の個人情報に復元できないように加工された情報であれば、本人の同意がなくても第三者に提供できます」と回答をもらいました。

その結果、無事にグループ会社各社から加工されたデータを入手することができました。もちろん、入手したデータからは特定の個人を識別できませんが、マーケティング分析を問題なく行うことができました。



解! 説

個人情報を誰の情報かわからないように加工した情報を「匿名加工情報」といいます。

個人情報保護法の改正において、ビッグデータを活用して様々な経済活動を行いやすいように、匿名加工情報という新しい分類が作られました。匿名加工情報は、「個人が特定されないこと」「元の個人情報に復元できないこと」の2つの条件を満たす必要があります。

一方、元の個人情報のすべての項目を加工してしまうと、まったく使えない情報になる可能性があるため、個人を特定されない範囲で、適切な加工が必要です。

【例】

- 会員ID、氏名、電話番号を削除する。
- 住所を削除、または、〇〇県△△市に置き換えを行う。
- 生年月日を削除、または、日を削除し生年月に置き換えを行う。

※上記のすべての措置を行う

匿名加工情報は、本人の同意がなくても目的外利用や第三者提供が可能です。ただし、元の個人情報提供者に不利益が発生しないよう、匿名加工情報を作成する事業者、提供される事業者の双方に、安全管理措置などの一定のルールが義務付けられています。